

平成25年 2月15日

亀岡市議会議長 木曾 利廣 様

発議者 湊 泰孝

馬場 隆

中村 正孝

藤本 弘

石野 善司

西村 克己

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亀岡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

## 議第4号議案

### 亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

### 亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9節 会議録（第78条 第80条）」を  
「第9節 公聴会、参考人（第78条 第84条）  
第10節 会議録（第85条 第89条）」に、  
「第83条 第87条」を「第90条 第94条」に、「第88条  
第104条」を「第95条 第111条」に、「第105条・第10  
6条」を「第112条・第113条」に、「第107条 第118条」  
を「第114条 第125条」に、「第119条・第120条」を「第  
126条・第127条」に、「第121条 第131条」を「第12  
8条 第138条」に、「第132条 第138条」を「第139条  
第145条」に、「第139条 第143条」を「第146条 第  
150条」に、「第144条 第152条」を「第151条 第15  
9条」に、「第153条 第158条」を「第160条 第165条」

に、「第159条」を「第166条」に、「第160条」を「第167条」に、「第161条」を「第168条」に改める。

第17条中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。

第27条中「(選挙の宣告)」を削る。

第37条第1項中「第134条(請願の委員会付託)」を「第141条」に改める。

第44条第2項中「(付託事件を議題とする時期)」を削る。

第64条中「(質疑の回数)」及び「(質疑又は討論の終結)」を削る。

第74条中「(議場の出入口閉鎖)」、「(投票用紙の配布及び投票箱の点検)」、「(投票)」、「(投票の終了)」、「(開票及び投票の効力)」、「(選挙結果の報告)」及び「(選挙関係書類の保存)」を削る。

第161条を第168条とし、第155条から第160条までを7条ずつ繰り下げる。

第154条中「(議案等の説明、質疑及び委員会付託)」を削り、同条を第161条とする。

第153条第2項中「第49条(秘密の保持)第2項」を「第49条第2項」に、「第106条(秘密の保持)第2項」を「第113条第2項」に改め、同条を第160条とし、第143条から第152条までを7条ずつ繰り下げる。

第142条中「(議案等の説明、質疑及び委員会付託)」を削り、同条を第149条とし、第129条から141条までを7条ずつ繰り下げる。

第128条中「(投票用紙の配布及び投票箱の点検)」、「(投票)」、「(投票の終了)」、「(開票及び投票の効力)」及び「(選挙結果の報告)」を削り、同条を第135条とし、第99条から第127条までを7条ずつ繰り下げる。

第98条第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改め、同条を第105条とし、第81条から第97条までを7条ずつ繰り下げる。

第80条中「(発言の取消し又は訂正)」を削り、同条を第87条とし、第79条を第86条とし、第78条を第85条とする。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

#### 第9節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手續)

第78条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

( 公述人の発言 )

第 8 1 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

( 議員と公述人の質疑 )

第 8 2 条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

( 代理人又は文書による意見の陳述 )

第 8 3 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

( 参考人 )

第 8 4 条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第 8 1 条、第 8 2 条及び第 8 3 条の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 3 月 1 日から施行する。